

議会報告

みんなの秩父

発行
日本共産党
秩父市議団



三月定例議会報告

日本共産党 秩父市議団

三月議会定例会は2月26日から3月16日までの20日間の会期で開かれました。議案は専決処分1件、市道の認定・路線変更・廃止3件、計画(総合振興計画・過疎地域自立促進計画)の策定2件、指定管理者の指定1件、規約変更1件、条例の整備・整理4件、新規制定4件、全部改正1件、一部改正11件、条例の廃止(市有墓地条例)1件、27年度補正予算6件、28年度当初予算10件、人事案件3件など、市長提出議案が48件、議員提出議案が8件の計56議案でした。

また、後期高齢者医療広域連合議会議員選挙も行われました。議事の主なものと一般質問の内容(要旨)についてお知らせいたします。

過去最大規模(523億円に迫る) 平成28年度予算成立に反対

今議会で可決された平成28年度予算は、一般会計312億5千万円、特別会計172億9千万円、公営企業会計37億4千万円、合計522億8千万円という過去最大規模のものとなりました。公営企業会計のうち水道事業会計が、広域化に伴って全廃され46.5%減少したにもかかわらず全額として27年度比で7.2%の増加となっています。

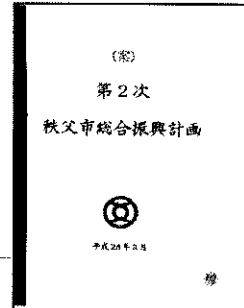
その最大の要因は、市役所本庁舎及び市民会館建設費が、竣工年度を迎え44億6千万円と大幅に

増加していることにあります。

28年度予算案に対して私たちは、情報漏えいの危険性の大きいマイナンバー制度の導入の問題、納付義務のない消費税を含めた使用料・手数料を徴収していること、福祉関係では少子化、高齢化が進む中での保育や給食、国保や介護保険、生活保護の充実を求める立場から、この市役所本庁舎及び市民会館建設費は、直接・間接に市民サービスの後退につながる恐れあることを指摘し反対しました。

第2次 秩父市総合振興計画 基本構想の策定

合併後10年を経過し、総合振興計画の改定期を迎えました。この間の法律改正により、この計画は議会での議決を要さないこととなりましたが、秩父市では市条例で総合振興計画を「議会の議決すべき事件」として定めていることから、秩父市の今後10年間に実施する施策の基本方針を示した基本構想を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を図るとして今議会に提案され可決されました。



党議員団提出意見書 全会一致で採択される

3月議会には共産党議員団から議員提出議案として

- ◇ 子どもの貧困対策の強化を求める意見書。
- ◇ 介護報酬の引き上げを求める意見書。
- ◇ 二つの意見書はいずれも他党派議員の賛成も得て可決され、議長から、それぞれの政府関係者に送付されることとなりました。

そのほか今議会には2本の条例制定を含む議員提出議案が8本提出されましたが、いずれも可決されていません。

安全保障関連法の廃止についての請願、否決!

今議会には秩父地区労働組合連合会から「安全保障関連法の廃止についての請願」が提出されました。共産党市議団は紹介議員として採択に力を尽しましたが、総務委員会及び本会議での採決で、いずれも賛成少数で残念ながら否決されました。

今議会は、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、安保関連法という名の戦争法を、反対する多くの国民の行動や声を無視して強行成立させました。法律は、集団的自衛権の行使を認め、「戦間地域」への自衛隊派兵、武器使用の拡大、後方支援という名の「武蔵」、PKO法「改正」による治安維持活動への参加など、まさに憲法が禁じている「武力の行使」をすすめるものとなっています。

法律の審議の中で、圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁判官経験者が安保関連法を「違憲」と断じたのは極めて重大です。憲法の根幹に関わる法律が、十分な審議を行うことなく成立したことは、立憲民主主義国家として許されるものではありません。国民の権利を認める人たちが「国民に十分に説明していない」「説明が不十分だ」と声をあげています。

法律は可決成立したとしても、いずれも憲法違反であって、国の最高法規である憲法に反する法律は効力を有しないものとなるをえません。今後、政府が法律にもとづく様々な措置を実施すれば、それらは全て憲法に反する無効な行為であり、国民に重大な人権侵害を生じしめるおそれがあります。安保関連法は直ちに廃止するしかありません。

以上、地方自治法第124条に基づき請願いたします。

第2次総合振興計画のポイントは、政策評価を加え施策の進行管理を可能としたこと、市民満足度調査の結果を踏まえた施策体系としたこと、教育大綱を加えたこと、公共施設等総合管理計画・中期財政計画・秩父版地方総合戦略等他の諸計画との整合性を図り策定されたことなどがあげられます。

議会はこの提案を受けて、「総合振興計画調査特別委員会」を設置し、調査研究を重ね基本方針・基本構想について合意しました。

この総合振興計画は近日中にダイジェスト版を作り、市報とともに各家庭に配布される予定です。個別計画は市のホームページに掲載されています。

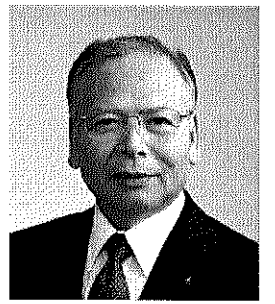
議会基本条例可決・成立!

かねてより制定に向けて検討研究が重ねられてきた、「議会基本条例」が3月議会最終日に議員提出議案として上程され、総員賛成で可決成立しました。

8章26条からなる議会基本条例は、二元代表制の下、議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会が地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与するために定められたものです。

今後議会がより市民の皆様の身近なものとなるよう努めてまいります。

※ 議会報告「みんなの秩父」の発行費用の一部に政務活動費を使用しています。



斎藤かつげ議員の一般質問

ふるさと学習センター構想

震災後市役所本庁舎及び市民会館の建設を優先するとして、その建設が「延期もしくは中止」とされてきたふるさと学習センターは、合併協定に基づく新市まちづくり計画中の主要プロジェクトです。

市民会館建設に係る市民会議の中でも「市民会館に、ふるさと学習センターの要素を持たせるべき」などの論議もされてきた経緯もある。市役所、市民会館の建設が竣工年度を迎え、改めて「ふるさと学習センター」に対する方針を市民に明らかにすべきではないか。

と質問したところ「公共施設等総合管理計画」との関連も考慮し、図書館や資料館などのあり方とも合わせ、市民の意見を聞きながら構想をまとめた」との答弁でした。

秩父版総合戦略とCCRC構想

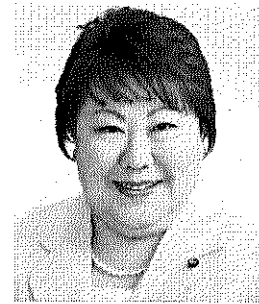
豊島区民の秩父市への移住を柱としたCCRC構想は、秩父版総合戦略にどう位置づけられるのか、また秩父版総合戦略策定の進捗状況について質問しました。

答弁は、総合戦略の基本事業の一部として「元気な高齢者」の移住を中心に検討している。総合戦略は最終的な取りまとめ段階で、

3月中にはお示しできると考えている。とのことでした。(なお、「秩父市総合戦略」は、議会最終日に議員配布されました。)

「元気な高齢者」というが、いつまでも元気である保証はない、今後健康保険や介護保険の取り扱い、コミュニケーションの醸成など市民は様々な心配をもっているのでは前めりにならず慎重な検討が求められることを指摘しました。また、「総合振興計画」「総合戦略」「公共施設等総合管理計画」の互いに関連性についても訊きました。

諸計画は、市ホームページで組織別メニュー、市長室、地域政策課及びFM推進課で閲覧できますので積極的に閲覧してください。



出浦あきえ議員の一般質問

学童保育室の待機児童

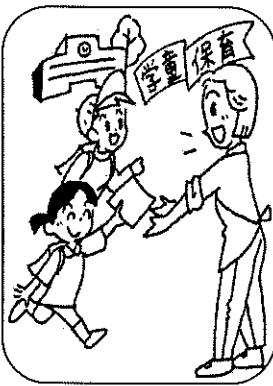
保育所の待機児問題は深刻です。

日本共産党の吉良よし子参議院議員は「私の子どもも保育園の待機児。私も当事者として子育てと仕事の両立を求める声をあげていきたい。」と発言しています。

当市では、新年度からの学童保育室の待機児童が出るとわかりました。新一年生の入室希望が多いため5年生39名、6年生3名の2

名で、該当する学童は下郷、西、影森の3学童保育室です。待機という決定内容について保護者からの問い合わせもあったと言います。利用可能な教室があれば整備し、さらに職員の確保も考え検討するという答弁がありました。

だが、市長に対して、「待機児童解消のための補正予算をつけてでも一日も早い手立てを講じることが必要と思うが市長はどう思うか。」と訊きました。

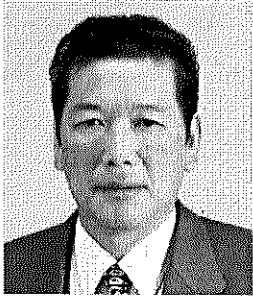


対する答弁は「考える。」と決意が述べられました。さらに、議会最終日市長から、質問の件早速見に行ってくると伝えられました。働きながら子育てをする親の声に

応えて欲しいと切に願います。国政では、安倍自公政権は社会保障の充実を口実に消費税増税を行いながら、次々と医療、年金、介護、教育、福祉などを切りすて、社会保障は改悪に次ぐ改悪です。その上更に来年4月から消費税を10%に増税しようとしています。保育所増設を願う女性たちの声に背を向けておきながら少子化・労働力不足を「女性の活躍」で補おうとする安倍自公政権の政策には矛盾があります。

地方議会でもこのような場面がしばしば見られます。これでは真に市民の理解は得られないのではないのでしょうか。

☆ その他、文化体育センタートレーニング室の利用促進について。☆ B型肝炎ワクチンの定期接種化について質問しました。



山中すすむ議員の一般質問

介護保険は

新総合事業でどうなる

安倍内閣が一昨年成立させた「医療・介護総合法」で、要支援1、2の訪問介護と通所介護を保険から外し、市町村の「新総合事業」に丸投げする改悪をしたのは、介護給付費の削減がねらいです。

17年4月には、秩父市でもスタートする予定となっています。この新総合事業では「住民主体による支援」への移行が求められ、地域のボランティアなどがサービスの担い手となります。利用者は市当局や介護関係者らが出席する「地域生活応援会議」にはかられ、その認定によるケアプランによって、半年程度で介護サービスを「卒業」とし中止され『住民主体のサービス』に移行することになるが、市の考えを訊きました。

日本共産党秩父市議会議員 生活相談はお気軽に 斎藤捷栄 (さいとう かつげ) TEL (24) 3712 出浦章恵 (いでうら あきえ) TEL (23) 5515 山中 進 (やまなかすすむ) TEL (56) 0050 ※ 必要に応じ弁護士も紹介します。

当局は、現在利用している720人が新たに受けるサービスは、人員と資格を緩和した基準による、1回45分程度の訪問型生活支援サービス(買物・掃除・調理等)は、月4回の利用で月額1,168円。通所型サービスでは、閉じこもり防止・人との交流を目的とした、半日の通所サービスで月額1,647円となる見込みとの答弁でした。介護保険の掃除や調理の支援は、ケアプランにもとづき計画的に実施されているものであり、専門家が生活援助に入ることによって利用者の状態の微妙な変化など、早期対応が可能になります。生活援助の「保険外し」は、そのような対応をきわめて難しくし、その結果利用者の重症化がすすめば介護保険財政を圧迫することになりかねない。高齢者と家族にこれだけ苦難と犠牲ばかりを強いる介護保険制度破壊をやめさせ、安心・安全の介護保険の実現へ転換させることが必要だと指摘しました。